

2020年3月30日

逗子市

## 逗子市内公共施設等の臨時休館期間について

都内や県内における新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にある状況から、逗子市では、引き続き徹底した市内の感染防止に取り組む必要があると判断し、4月15日までの間、全ての逗子市内公共施設等を臨時休館とします。

一部の窓口業務を行う施設があります（別添資料 34・35・36）。

なお、休館期間については、今後の状況によって変更となる場合があります。

※3月26日付けのプレスリリースで一部施設において開館する旨をお知らせしましたが、本日開催した第7回逗子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、全ての施設の休館を決定したものです。

市が開催する会議・イベントにつきましては、取り扱いに変更ありません。

### 【付属資料】

逗子市公共施設等の運営状況

本件送信元

経営企画部企画課広聴広報係 福本・西

電話：046-873-1111 内線 316

新型コロナウイルス感染症対策については

福祉部国保健康課 廣末・西海

電話：046-873-1111 内線 231

各施設の運営状況については各問い合わせ先まで